

平成29年10月20日
堺市上下水道局

「庁内LANノートパソコン機器賃貸借」に係る契約書案の訂正について（通知）

平成29年9月20日付け堺市上下水道局公告第119号で公告した標記案件に係る契約書案について、下記のとおり訂正しますのでお知らせいたします。

現在、堺市上下水道局ホームページに掲載されている書類は訂正済みです。再度ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を下記のとおり訂正していただきますようお願いいたします。なお、入札日程の変更はございません。

ご迷惑をお掛けしお詫び申し上げます。

記

1 対象案件

案 件 名：庁内LANノートパソコン機器賃貸借

2 訂正内容

契約書案を別紙のとおり訂正します。

訂正前	訂正後
<p><u>(物件の引渡し)</u></p> <p>第37条 発注者及び受注者は、賃貸借期間が満了したときは、仕様書等に記載の措置に従って、速やかに所有権移転の手続きを行わなければならない。</p> <p>2 物件の所有権は、賃貸借期間満了日をもって、受注者から発注者に移転するものとする。</p>	<p><u>(機器の返還)</u></p> <p>第37条 本契約の終了又は解除の場合には、仕様書に基づき装置を引き取るものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>2 受注者は、撤去する機器については、記録されているデータに乱数を複数回上書きする等の処理を行うことにより、データを復元できないようにし、その処理日時、機器名、方法、経過、処理実行者を発注者に報告するものとする。</p> <p>3 機器の返還に要する荷造り、運送等の費用は、受注者の負担とする。</p>
<p><u>(契約解除の場合の措置)</u></p> <p>第38条 この契約の解除があった場合における物件の返還又は所有権移転の取扱いは、発注者及び受注者が協議の上決定する。</p>	<p>削除</p>
<p>(協議)</p> <p>第39条 この契約に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び堺市上下水道局契約規程によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>(協議)</p> <p>第38条 この契約に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び堺市上下水道局契約規程によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第40条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例(平成14年条例第38号)と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第39条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例(平成14年条例第38号)と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</p>